

令和6年第12回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和6年12月25日（水）16時00分から16時56分

2. 場 所 大豊町農工センター 第4会議室

3. 出席委員（8人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	酒井 笑子

4. 欠席委員（1人）

5番 北村 栄治

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について

第4 大豊（大豊町）農業振興地域整備計画の変更について

第5 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 吉田 雄造

書記 都築 利弥

産業建設課産業振興班 渡部 康

7. 会 議

〔議長〕

出席委員の皆様がおそろいですので、ただいまより令和6年第12回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

欠席の連絡がありましたのは、5番北村栄治委員の1名です。

出席委員は、9名中8名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、10番酒井笑子委員、1番原亜由美委員のご両名をお願いいたします。

次に日程第2、議案第30号について事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料1ページをご覧ください。議案第30号については農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町[REDACTED]他1筆で申請理由は売買です。登記地目は田と畑、現況地目も田と畑になっており、面積は2,068㎡です。

譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっています。12月10日に譲受人立会のもと、北村委員と事務局吉田・都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料18ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地すべてを耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、8ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが譲受人はすでに申請地の管理を行っており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり12月10日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

なお、17ページをご覧ください。現地には町道と耕作道がありますが、これらは町道であることと農地の耕作道であるため、申請地に含めています。耕作計画書において実際の耕作面積を記載しています。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを

満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第30号について、担当委員が北村栄治委員になっていますが、本日欠席のため代理で私が説明いたします。

先ほど事務局の説明にもありましたが、譲受人は申請地の管理を計画的に行い、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われます。そのため善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断いたしました。また、農地法第3条第2項各号に該当しないとの事務局の意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第30号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔上池如夫委員〕

15ページの航空写真は何を表しているのでしょうか。

〔事務局書記〕

現地の場所を示しています。現地は木が生えていますが、伐採し農地として利用する計画です。

〔議長〕

他に意見はないでしょうか。ないようですので、採決をいたします。議案第30号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

〔議長〕

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に、日程第3、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。本案件につきまして、新規設定1件となっております。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料の19ページをご覧ください。新規1件について説明いたします。借受人、貸付人、詳細は利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。それでは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件について説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また周辺農家との連携を前提として利用権設定を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であるため問題ありません。

以上、農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

〔議長〕

発言がないようですので、採決いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

〔議長〕

挙手全員ですので、諮問案のとおり許可することといたします。

次に日程第4、大豊町農業振興地域整備計画の変更について、大豊町長より意見を求められておりますので、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、資料の25ページをご覧ください。こちらについては、担当の渡部より説明があります。

〔産業振興班 渡部〕

担当の渡部です。大豊（大豊町）農業振興地域整備計画とは、町内の優良な農地を農用地区域と指定し、そこでの農業振興をどのように行うのかについて記載している計画です。

26ページをご覧ください。今回の変更の概要を記載しています。令和4年に県の農業振興整備基本方針が見直されました。また概ね5年に一度、基礎調査をいうものを実施しています。これは、現在指定している農用地区域で山林原野化しているものがないかなど、現地の状況についての調査です。それら受け、現在農用地区域に指定されているもののうち、山林原野化しているものを365.4ha除外、その他統計の数字の更新や、地域計画の協議等を踏まえた本文の変更をしています。135ページに新旧対照表を付けているので、変更箇所はそちらをご覧ください。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました農業振興地域整備計画の変更について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔上池如夫委員〕

131ページの推進体制について、関連団体にJA高知県おおとよ支所とありますが、JAとの連携をどのように進めていくと考えていますか。農業振興のためにはJAとの連携は必須ですが、個々の農家とJAとの関係はあっても、役場や農業委員会といった組織との関係性があまりないように思います。特に合併してからは関係性が薄くなったように感じています。

〔産業振興班 渡部〕

一カ月から二カ月程度の頻度で、営農連絡会というものを開催しています。町農業担当者、県の嶺北農業改良普及所の職員、JAの職員が集まり、一カ月のスケジュールや現在進めている事業等について情報共有をしています。また、地域計画についてもJA職員にも案内文を送付していましたが、残念ながら参加は難しかったようです。

〔小笠原章仁委員〕

JAも人材が足りていないのだと思います。営農指導員がいたらいいですが、誰でもできる仕事ではないので、人材の確保に苦労しているんだろうと思います。

〔産業振興班 渡部〕

町としてもJAとの連携は不可欠だと思いますので、どのような連携が必要かなど検討していきたいと思います。

〔議長〕

他に意見はないでしょうか。ないようですので、採決をいたします。農業振興地域整備計画の変更について、異議なしの回答をするに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

〔議長〕

挙手全員ですので、農業振興地域整備計画の変更について異議なしの回答をするにと決定いたします。

次に日程第5、その他の件について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

次回1月総会の日程については、1月22日(水)10時からを予定しております。よろしくお願いします。

〔議長〕

それでは以上をもちまして、令和6年第12回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 1 番 _____

署名委員 10 番 _____